

綾瀬市国民健康保険人間ドック費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づく保健事業として、疾病の予防、早期発見及び早期治療並びに医療費適正化の推進に資することを目的として実施する人間ドック費用助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 人間ドック 生活習慣病その他の疾病の予防及び早期発見を目的とした総合的な健康診断をいう。
- (2) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき市が実施する特定健康診査（以下「特定健診」という）をいう。
- (3) 特定保健指導 法第24条に規定に基づき市が実施する特定保健指導をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、人間ドック受診日において綾瀬市特定健康診査等実施要綱（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第1項に定める特定健診の対象者で、かつ、人間ドックの受診結果を特定保健指導及びその他の保健事業において活用することに同意する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 当該年度に、他の医療保険者が実施する健康診査を受診した者
- (2) 当該年度に、特定健診を受診した者
- (3) 当該年度に、綾瀬市国民健康保険健康診断等受診データ提供者への記念品交付事業実施要綱（平成27年10月1日施行）における記念品の交付を受けた者
- (4) 当該年度に、綾瀬市国民健康保険被保険者に係る診療情報提供事業実施要綱に定める診療情報の提供に同意した者
- (5) 綾瀬市国民健康保険税の滞納がある世帯に属する者

(助成対象受診期間)

第4条 受診期間は、当該年度の6月1日から3月31日までとする。

(実施医療機関)

第5条 助成対象者は、当該年度に本市と綾瀬市特定健康診査等業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）により契約を締結した医療機関（以下「実施医療機関」という。）において受診することができる。

（受診項目）

第6条 人間ドックの受診項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項に規定する診査項目すべてを含むものとする。

（助成額等）

第7条 助成額は、委託契約書に定める金額とし、受診にかかった費用から助成額を差し引いた額を、実施医療機関に直接支払うものとする。

2 当該年度の末日時点の年齢が69歳以下の者で、当該年度の市民税が非課税の世帯に属する者に対し、要綱第11条第1項に定める自己負担額に相当する額を、前項に定める助成額に加算（以下「助成額加算」という。）することができる。

（助成額加算の申請）

第8条 前条第2項に定める助成額加算を受けようとする者は、人間ドック費用助成額加算申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて、人間ドック受診前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 綾瀬市特定健康診査等受診券
- (2) 綾瀬市特定健康診査票
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請の受付期限は、当該年度の3月31日までとする。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、人間ドック費用の助成額加算を決定した場合は、加算後の金額を記した綾瀬市特定健康診査等受診券を交付するものとする。

（助成等の回数）

第9条 前2条に定める助成及び助成額加算の回数は、1人につき当該年度1回とする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成又は助成額加算の決定を受けたときは、当該金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受診結果の管理等）

第11条 実施医療機関は、助成対象者が特定健診を受診した場合は、その結果を任

意の形式で記録するとともに、受診した者及び市長へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により通知のあった受診結果等を特定健診のデータとみなし、関係法令に基づき適切に管理を行うものとする。

(統計事業等への活用)

第12条 市長は、被保険者の疾病予防、早期発見及び早期治療並びに医療費適正化の推進を目的に健康診査及び特定保健指導の結果を統計事業等へ活用することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に綾瀬市国民健康保険被保険者証を交付されている者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、令和7年7月31日までの間、なおその効力を有する。この場合に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

人間ドック費用助成額加算申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市国民健康保険人間ドック費用助成事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり人間ドック費用の助成額加算を申請します。

なお、審査にあたり、住民情報を住民基本台帳により、及び世帯の市民税の課税状況を課税台帳により確認することについて同意します。

※ 太枠内のみ記入してください。

ふりがな		電話番号	()
申請者氏名			
生年月日	年 月 日	年度末年齢	歳
住所	〒252- 綾瀬市		
被保険者番号		受診券整理番号	
受診予定医療機関		受診予定日	
納付状況	<input type="checkbox"/> 納付済み <input type="checkbox"/> 未納（ 年度第 期から第 期まで）		
他事業利用状況	<input type="checkbox"/> 利用なし <input type="checkbox"/> 併用不可の事業を利用済 <input type="checkbox"/> 綾瀬市特定健康診査等を受診済み <input type="checkbox"/> 人間ドック費用助成を活用し受診済み <input type="checkbox"/> みなし健診における情報提供済み		
助成加算	<input type="checkbox"/> 決定する <input type="checkbox"/> 却下する 理由： <input type="checkbox"/> 未納あり <input type="checkbox"/> 他事業利用済 <input type="checkbox"/> その他（ ）		